

太田市こども家庭センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、市内全ての子ども及び妊産婦並びにその家庭を対象に、児童福祉と母子保健の両機能による効果的で切れ目のない一体的な支援を行うことを目的として、太田市こども家庭センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営主体)

第2条 太田市こども家庭センターの運営主体は、太田市とする。

(設置)

第3条 太田市こども家庭センターは、福祉こども部こども家庭センター及び健康医療部健康づくり課に置く。

(対象者)

第4条 太田市こども家庭センター（次条、第6条、第7条において「センター」という。）における事業の対象者は、市内に居住する全ての子ども及び妊産婦並びにその家庭とする。

(業務内容)

第5条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、子ども及び妊産婦並びにその家庭の福祉に関し、必要な支援

(職員の配置)

第6条 センターには、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長 1名
- (2) 統括支援員 1名
- (3) 前2号のほか、前条に掲げる業務を実施するに当たって必要な職員
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(太田市子ども家庭総合支援拠点設置運営に関する要綱の廃止)

- 2 太田市子ども家庭総合支援拠点設置運営に関する要綱(令和4年3月1日太田市制定)は、廃止する。

(太田市子育て世代包括支援センター設置要綱の廃止)

- 3 太田市子育て世代包括支援センター設置要綱(平成30年6月1日太田市制定)は、廃止する。